

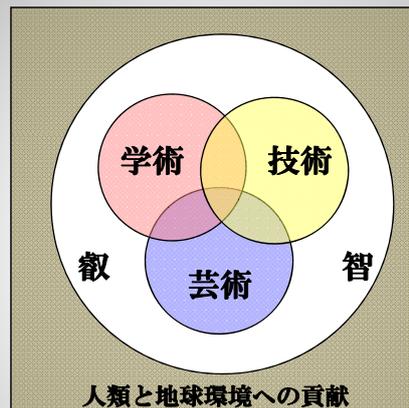
建築と倫理

日本建築学会
倫理委員会

高橋 信之

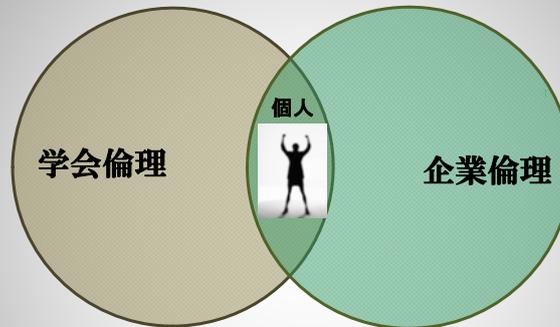
2008-12-01

建築学会が考える Ethical Field



- 学術： 学問とその応用
- 技術： 科学を実地に応用・自然の事物を改変・加工し、人間生活に役立てる術
- 芸術： 材料、技術、様式を駆使して、美的価値を創造し表現する人間活動及びその所産（彫刻、絵画、建築など）
- 叡智： 深遠な道理を悟る優れた才知

建築学会・倫理の位置づけと役割について



学会倫理と企業倫理の相克

学会と企業の両方に所属している個人にとっての
学会倫理の役割とは如何にあるべきか？

建築家の倫理

- 1) 欧米で建築家は、弁護士、医師と並びプロフェッションとして社会的尊敬を得ている。
- 2) 弁護士：人権を守る上で頼みの綱、 医師：生命を預ける存在、 建築家：財産を任せる存在。
- 3) 建築家
 - ・ 他人の財を使って自分の創作をする宿命を背負った芸術家である。
 - ・ 建築家は芸術家であるが故に、創出した建築の全てに責任を負わなければならない。
- 4) 建築家の公共奉仕
 - ・ 建築主の所有であるが、不特定多数の人が利用する建物もある。
 - ・ 建築は大きく、多くの人の目に触れ、建築が都市風景を構成する要素となる。
 - ・ 建築家は公共に対して大きな責任を負っている。
 - ・ 建築士法では、この建築家の倫理についての記述が全くない。

利益の衝突 (Conflict of Interest) (例：工事監理)

【建築士法】第18条3

- ・ 建築士が工事監理を行う場合、工事が設計図書のとおりでないとき、工事施工者に注意し、工事施工者が従わないときは、その旨を建築主に報告する。
- ・ 設計施工で同一企業内工事監理者を認めた上で、更に建築主に報告する義務を明記。
- ・ 自社の不都合を建築主にわざわざ報告に行くことは有り得ない。
- ・ これは建築士法の原案で設計施工を禁じていた条文がそのまま残ったものと考えられる。1950年の建築士法制定以来、50年間にわたり第18条3は生き続けている。

ホイッスル・ブローイング (内部告発)

建築の専門家としての判断が、市民の安全や健康を危険にさらすような状況になった場合、依頼主や雇用主に、予想される可能性について報告し、**必要な場合は、他の適切な公的機関に通報する。**

- ・米国の事例：「組織に対する連邦量刑ガイドライン」1991年制定／2004年改定)
- ・違法・非倫理的な行為は組織の全財産を没収するほどの「懲罰的罰金」を課す。

$$\text{懲罰的罰金} = \text{基準罰金額} \times \text{有罪点数}$$

倫理問題の解決を綱領に則って行う場合の問題点

- ① 個々の技術者が綱領に従って倫理的判断を下すことは実際上不可能に近い理由。
 - 1) 綱領はあらゆる個別の状況をカバーできていない。
 - 2) 綱領に含まれる各条項の適用には解釈の余地があり、どの解釈が最善であるかを見極めるのが容易でない。
- ② 綱領に含まれる基本的原理は状況によって相互に矛盾しあうことがある。綱領自体はこの矛盾を解決する指針を与えていない。
 - 例：ABETの「技術者の倫理綱領」の四つの「基本原理」に含まれる事項。
 - I. 自らの知識と技術を人類の福利の増進のために用いること。
 - II. 正直で公平であること、そして公衆、雇用者、依頼者のために忠実な態度で奉仕すること。

建築学会における倫理事業計画の流れ

